

現役世代と引退世代の資金形成について

白石浩介ゼミナール（拓殖大学政経学部）：佐藤涼介、植木雅斗、高橋快都、小川朝陽、桜井稜真、渋谷優稀、金丸幸矢、久保田秀歩、大橋俊介、萱沼聖、渡辺風優

1 はじめに

近年の日本では、少子高齢化が急速に進行し、年金制度への不安が広がりつつある。現役世代の負担の増加や年金給付の縮小、平均寿命の延伸による老後の所得確保という課題が存在するなかで、公的年金だけに頼る老後生活では限界がある。そのため、個人が NISA や iDeCo といった私的年金を利用して資産を形成したり、退職時の退職金で経済基盤を形成することが課題となっている。人生 100 年時代の老後資産生活というテーマに関して、以下の 3 つのリサーチクエスチョンを設定した。

1. 老後の備えとして Nisa と iDeCo では、どちらが有利なのか？
2. 老後の資金は、退職金と年金のどちらで受け取るべきか？
3. 老人には課税するべきなのか？世代内、世代間の再分配をどのように実現したらよいのか？

2 NISA と iDeCo はどちらが老後の資産形成に役立つか

2-1 制度の概要

新 NISA の投資タイプには、積立投資枠（年間 120 万円）と成長投資枠（年間 240 万円、2 タイプの総額限度額は 1800 万円）がある。積立投資枠は毎月コツコツと投資するものであり、投資対象は投資信託である。投資期間は長期・分散投資向きとされる。一方、成長投資枠は株式や ETF などの個別の株式が可能となっており、幅広い投資対象への投資が可能である。一括投資や成長重視の運用に向いている。

個人型確定拠出年金（iDeCo）とは、定期的に掛金を拠出し、加入者自らが運用の指図を行う確定拠出年金（DC）である。創設当時（2001 年）には、自営業者と企業年金がない人だけが利用できたが、その後、公務員や専業主婦などに対象を拡大し、原則として 60 歳未満の者すべてが加入できる制度となっている。年額 20 - 80 万円程度を拠出・運用し、60 歳以降に受け取ることができる。

2-2 制度のメリット

NISA のメリットは、運用益と売却益が非課税である点である。一般に資産を運用すれば、その利益に対して 20% の分離課税（所得税、住民税）が適用されるが、NISA は非課税であり、資産運用が促進される。iDeCo については、NISA と同じく運用益は非課税であり、加えて掛け金の拠出金の全額に対

して小規模企業共済等掛け金控除という税制上の控除が適用される。例えば、本人の所得税・住民税の税率が20%ならば、拠出金の20%だけ税金が安くなる。このメリットが大きい。

2-3 試算による検討

40歳の者が59歳までの20年間に年額36万円（総額720万円）をiDeCoとNISAで運用したら、どちらが得かについて試算してみた。運用収益（実質金利）は2%とする。

NISAケース：720万円の運用総額は892万円となる。これを61歳から20年間受け取れば、年間の受取額は44.6万円である。NISAの受取額には税金がなく、この金額を毎年受け取ることができる。

iDeCoケース：720万円の運用総額はNISAと同じく892万円となる。さらに毎年の拠出額が所得控除の対象となるので運用する人が直面する所得課税の限界税率20%ならば年額7.2万円（=36×0.2）、総額144万円（=7.2×20）のメリットが発生する。ところが引退後の給付額には税が課される。年金形式で受け取った場合、年額は44.6万円（=892÷20）である。受取者が厚生年金の受給者ならば、公的年金等控除の控除枠は、この公的年金で使用されている。そのためiDeCoの受取額には年額6.7万円（=44.6×0.15）、総額134万円（=6.7×20、税率15%、内訳は所得税5%、住民税10%）が課税される。つまり現役時代の減税とほぼ同額の税負担が引退時代に生じるのである。

2-4 まとめ

新NISAとiDeCoを老後のため使用したら、その便益はほぼ同じである。ところが税負担は対照的であり、新NISAではそもそも掛け金が税引き後所得から支払われるから、税負担は現役時代に生じる。一方、iDeCoでは、収入が少ない老後に発生する。これより以下が指摘できる。第1に、老後資金の調達という観点からは、後年に負担が生じるiDeCoは見劣りしているように思われる。第2に、この違いに基づく老後の資金計画について、一般向けの金融教育においてガイドしたらよいと思われる。

3 退職金と年金をどちらで受け取るべきか

3-1 退職金、年金制度の概要

会社員は引退時に退職一時金を受け取ることができる。手元に資金があることは老人に安心をもたらす。一方、人生100年時代では老後が長期になるので、毎年、年金形式で資金を受け取る方が安心だともいえる。どちらで受け取るのが得かについて検討する。

年金には所得税が課せられる。年金は、所得税においては雑所得として区分され、公的年金等控除が適用される。総合課税なのでほかの所得と合計し、これに基づき控除ほかの人的控除を引いたものに累進税率が適用されて税額が確定する。一方、退職金には分離課税が適用される。この仕組みはかなり寛大であり、比較的規模が大きな退職金控除が適用され、これを差し引いた残額をさらに1/2まで圧縮して累進税率を適用する。そして税額が確定する。

3－2 退職金と企業年金の利用状況

企業年金には、企業型 DC（確定拠出年金）がある。企業のなかには、退職金と企業年金について、いずれかの制度がある企業が 75% を占める（厚労省調べ）。残りの 25% の企業では従業員向けの老後の備えが存在していない。退職一時金のみがある企業は 69% であり、つまり日本では多くの会社員は退職金を受け取って引退する。年金だけを用意する企業は 10% に留まり、企業年金による老後保障は現状では、それほど一般的ではない。

3－3 大企業と中小企業の比較

企業年金には規模格差が存在する。大企業では退職金に加えて、年金を併用するところが増えていく。一方、中小企業では退職金だけのところが多い。退職金についても規模格差が存在し、30 年勤続の引退者の場合、退職金の水準は大企業 2,000 万円、中小企業 750 万円となっている。

3－4 試算による検討

退職金が 1,000 万円の場合には、勤続 30 年および 40 年では、いずれのケースでも退職金控除の金額（1,500 万円および 2,200 万円）が退職金を上回るので、所得税はなしである。退職金が 2,000 万円で勤続 40 年の場合のみ所得税、住民税が計 40.25 万円だけ発生する。この金額が 2,000 万円に占める割合は 4.0% であり、かなり低い負担率に留まることがわかる。高額の退職金を受け取ることができるのは、老人のなかでも「豊かな引退者」であり、この妥当性について議論をするべきであろう。

一方、この 2,000 万円を 20 年分割の年金で受け取った場合、年額 100 万円だけ年金が増加する。この限界税率が 15%（所得税 5%、住民税 10%）としたら、1 年あたりの税額は 15 万円（=100×0.15）であり、20 年間の合計で 300 万円（=15×20）の税負担が生じる。このように現行の税制においては、退職金形式で受け取った方が圧倒的に有利である。

3－5 まとめ

第 1 に、現在の制度を前提とすると、老後資金は退職金で受け取るべきである。しかし、一時金で受け取ると、それをすぐに使ってしまう、あるいは資産運用に失敗するリスクがある。従って、第 2 に、長生きのリスクへの備えとして、年金形式による退職金の受け取りを誘導することが望ましいと考えられる。第 3 に、年金形式への誘導方法について提案する。誘導のためには、「私的年金等控除」といった所得控除を新設したらどうか。また、退職金への課税を少しだけ強化すれば、年金受給の優位性が相対的に増す。両方からアプローチしたらと思う。

4 老人に課税するべきなのか

4－1 所得税と社会保険料のしくみ

所得税の対象となる所得は 10 タイプに区分される。収入が所得控除の適用範囲を超えると所得税を納税する義務が発生する。所得税は累進課税であり、控除後の合計所得の段階ごとに 195 万円から

4,000万円超まで5%-45%の税率が適用される。一方、社会保険料には医療、年金などの5タイプがあるが、いずれも（標準報酬月額×保険料）という比例税になっている。

4-2 老人への課税・保険料負担

引退世代の収入の大部分を占める年金は、雑所得に区分されるが、これに適用される公的年金等控除は110万円となっている。これ以外は現役世代と同じ税制が適用されており、人的控除、社会保険料控除が引かれて、残りが課税対象となる。そして所得税には累進税率、住民税は比例税率が適用される。老人は収入が少ないので、負担する税は少なくなる。この理由は①各種控除によって課税所得が減少すること、②適用される累進税率が低いことの2つである。

老人にとって負担感が大きいのは医療保険料と介護保険料である。この保険料率の水準は、自治体ごとに差異があり、さらに算式が複雑でわかりにくい。合計すると対収入比率で10%前後（医療7%、介護3%）と考えた。現役世代の本人負担は15%であるが、うち9%が年金保険料なので、年金保険料の負担がなくなりつつ、医療と介護の負担が上昇している。

4-3 年金課税の考え方

年金課税の考え方を巡ってはいろいろな議論がある。第1に、日本の年金課税の原則はEET型である。これは現役時代の負担時と運用時には非課税Exemptであり、課税の公平性を維持するために、引退時代の給付時には課税Taxにすべきである。しかし、公的年金等控除などの存在により、引退期の課税が少なく、現在の日本では実質的にEEE型になっている。第2に、そこで公的年金等控除を縮小するなどして、EET型を目指すべきという議論がある。第3に、老後の資金確保のためには、むしろEEE型を目指すべきという議論がある。とりわけ近年、重要性が高まりつつある私的年金を支援するために年金税制を活用すべきという議論がある。第4に、遺族年金における非課税を問題視する声がある。多くの老人が長生きする時代では、遺族年金は現役時代の寡婦への保障から、引退期の所得保障という性格を強めておりほかの年金と変わらないからである。第5に、最近に急浮上している主張であり、現役世代の負担を減らすべきという意見がある。

4-4 現役世代と引退世代の税負担に関する試算

現役世代と引退世代の税と社会保険料負担について試算を行った。試算ケースは、現役世代の年収を低中高の3タイプとして、272万円、546万円、956万円とする。3人家族の場合、これら世帯の所得税、住民税と社会保険料（年金・医療）の自己負担率を試算したところ、それぞれ15%、20%、26%であった。

この世帯が引退したときに受け取る年金は、それぞれ136万円、191万円、275万円である。簡略化のために妻の年金は基礎年金のみとして、おそらく負担も少ないだろうから試算から除く。すると税と社会保険料の負担率は、それぞれ10%、10%、12%と試算された。低所得の老人の負担率は現役時代の2/3となるが、高所得者の負担率は1/2となっている。つまり、豊かな高齢者の負担率がやや低い。

4 – 5 まとめ

日本の所得税・住民税・社会保険料の負担構造における世代間格差をみると、税については現役世代に比べると引退世代の負担の程度が低いが、社会保険料については、引退世代の負担構造は2/3弱である。そのため税と社会保険の負担は、現役時代に比べると引退世代では累進構造が弱くなっている。今後の見直しの論点は、第1に、豊かな現役世代の負担率を引き下げるか、第2に、豊かな引退世代の負担率を引き上げるか、第3に、貧しい引退世代の負担率の引き下げるかとなるだろう。

表 税と社会保険料の世代間比較（試算）

【現役世代】

(万円)	現役世代の収入と各種控除					
	年収	給与所得 控除	社会保険 料控除	基礎控除	配偶者控除	扶養控除
第Ⅰ分位	272	89.7	40.9	58	38	38
第Ⅲ分位,中位	546	153.2	81.9	58	38	38
第Ⅴ分位	956	195.0	143.5	58	38	38

	家族世帯ケース（本人+専業主婦+子供1人）の負担率							
	年収	課税所得	所得税	住民税	所得税+住 民税	実効税率	(社会保険 料)	税+保険 料負担率
第Ⅰ分位	272	8	0.4	0.8	1.2	0.4%	15%	15%
第Ⅲ分位,中位	546	177	8.8	17.7	26.5	4.9%	15%	20%
第Ⅴ分位	956	484	54.0	48.4	102.4	10.7%	15%	26%

【引退世代】

(万円)	引退世代の収入と各種控除					
	年収	公的年金 等控除	社会保険 料控除	基礎控除	配偶者控除	
第Ⅰ分位	136	110	8.1	58	48	
第Ⅲ分位,中位	191	110	11.5	58	48	
第Ⅴ分位	275	110	16.5	58	48	

	家族世帯（本人+専業主婦）*本人分のみ							
	年収	課税所得	所得税	住民税	所得税+住 民税	実効税率	(社会保険 料)	税+保険 料負担率
第Ⅰ分位	136	0	0	0	0	0.0%	10%	10%
第Ⅲ分位,中位	191	0	0	0	0	0.0%	10%	10%
第Ⅴ分位	275	42.4	2.1	4.2	6.4	2.3%	10%	12%

注1：試算方法は、厚生労働省（2024）「年金財政再検証」における現役世代と引退世代の収入額をもとにした。税と社会保険料の負担額を試算した。

注2：社会保険料の負担率は、現役世代は医療5%、年金9%、他1%とした。引退世代については平均水準が調べきれず任意設定に近い。10%としている。